

1.3.8 児童ポルノ

有害情報の監視・取り締まり

郵便による児童ポルノの取引の取り締まりは、米国郵便監察局¹³¹ (U. S. Postal Inspection Service)が監視しており、組織犯罪の容疑者リストに掲載された者が行う取引を取り締まっている¹³²。また、電子メールにおける取り締まりは、サーバー上のハッシュ値 (Hash Value) を用いて送受信される画像などを認識し監視を行っている¹³³。また、米国郵便監察局は、全米失踪・被搾取子どもセンターや、米国司法省の児童虐待・わいせつ課¹³⁴ (Child Exploitation and Obscenity Section、CEOS) などと協力して、これらのコンテンツの配信元を追跡している。

また、国土安全保障省 (Department of Homeland Security) の下部組織である入国・税関取締局の米国税関局には、「サイバー犯罪センター児童搾取取締課 (Cyber Crimes Center、C3/ Child Exploitation Section、CES)」が設置されており、同課は、児童虐待などの画像を配信している大規模な児童ポルノの生産者や販売業者の取り締まりや¹³⁵、未成年者との性行為が目的で海外へ渡航する個人の取り締まりを行っている。例えば、2003年から実施した「ハヤブサ作戦 (Operation Falcon)」という大規模な捜査では、同年から2006年2月までに39のウェブサイトが児童ポルノに関与しているとして調査され、1,200件の国際的な業者や300人の米国人顧客 (全世界的には約703人) が検挙された¹³⁶。

¹³¹ Office of Justice Programs/ Office for Victims of Crime, U. S. Department of Justice (米国司法省・司法プログラム事務局/犯罪被害者事務局)の公文書「Internet Crimes Against Children、ICAC (子ども関連のインターネット犯罪)」より。

http://www.ojp.usdoj.gov/ovc/publications/bulletins/internet_2_2001/NCJ184931.pdf P5

U. S. Postal Inspection Service、U. S. Postal Inspectors Protect Children

<https://postalinspectors.uspis.gov/>

U. S. Postal Inspectors Protect Children

<https://postalinspectors.uspis.gov/investigations/MailFraud/fraudschemes/ce/CE.aspx>

¹³² 「合衆国法典 18 編児童搾取」 Child Exploitation (18 USC 1470, 2251, 2252, 2253, 2254, 2422, 2425) を根拠に取締りを実施する。<https://postalinspectors.uspis.gov/aboutus/laws.aspx>

¹³³ 2010年11月16日OJPとのヒアリング。

「合衆国法典 18 編電子メール犯罪」 Electronic Crimes (18 USC 1029, 1030, 1037, 1343, 2701) を根拠に取締りを実施する。<https://postalinspectors.uspis.gov/aboutus/laws.aspx>

¹³⁴ Child Exploitation and Obscenity Section (CEOS)

<http://www.justice.gov/criminal/ceos/index.html>

¹³⁵ 国土安全保障省、入国・税関取締局、The Cyber Crimes Center (C3) Child Exploitation Section (CES)

<http://www.ice.gov/cyber-crimes/>

Child Exploitation/Operation Predator、<http://www.ice.gov/predator/>

Cyber Crimes Center、<http://www.ice.gov/doclib/cyber-crime/pdf/cybercrimescenter.pdf> P1-2

¹³⁶ 国土安全保障省、入国・税関取締局、<http://www.ice.gov/cyber-crimes/>

US Marshals, Operation Falcon

<http://www.usmarshals.gov/falcon/index.html>

米国司法省の Project Safe Childhood サイト「The National Strategy for Child Exploitation Prevention

他方、米国司法省においては、少年司法・非行防止事務局(Office of Juvenile Justice and Delinquency Prevention, OJJDP)が、1998年度司法歳出法 (FY 1998 Justice Appropriations Act, Pub, L. No. 105-119) において、タスク・フォース (Internet Crimes Against Children (以下、ICAC) Task Force Program)¹³⁷ を立ち上げ、インターネット上における子どもへの性的犯罪を防止するための国家プロジェクトを実施している。

合衆国法典 2256 条 (児童ポルノの所持・制作・配布に関して) において、児童ポルノは、18 歳未満の未成年者が露骨な性表現を行う視覚描写と定義される¹³⁸。

米国合衆国法典 18 編

合衆国法典 18 編 2258A 条と、合衆国法典 42 編 13032 条の規則において、電子通信サービス・プロバイダは、児童ポルノについての報告 (13032 条) が義務付けられており、児童ポルノ関連が発覚した場合に電子通信サービス・プロバイダは、「全米失踪・被搾取子どもセンター:サイバー・チップライン」に報告することになっている¹³⁹。

第 1 章の 1-1-5 で述べた連邦捜査局のサイバー犯罪プログラムによる「イノセント・イメージ国家イニシアチブ」においては、以下の犯罪者の摘発を重視している¹⁴⁰。

- 私利私欲のために子どもを搾取するインターネット犯罪組織、企業、コミュニティー
- インターネット上で頻繁に複数のユーザーに児童ポルノを送信する配給業者
- 児童ポルノの生産者
- 未成年者と性行為を目的とした行動、または、その意思を示す個人

and Interdiction」 <http://www.projectsafefchildhood.gov/docs/natstrategyreport.pdf> P 154

¹³⁷ Office of Juvenile Justice and Delinquency Prevention, OJJDP

<http://ojjdp.ncjrs.gov/programs/ProgSummary.asp?pi=3&ti=1&si=2&kw=&PreviousPage=ProgResults>

¹³⁸ 大別すると、実在する未成年を描写した児童ポルノを対象とする 2252 条・2252A 条と、実在しない未成年者を描写した児童ポルノを対象とする 1466A 条とがある。間柴泰治「日米英における児童ポルノの定義規定」(国立国会図書館『調査と情報』第 681 号 (2010 年 6 月 8 日))

(<http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/issue/pdf/0681.pdf>)

¹³⁹ 全米失踪・被搾取子どもセンター-Congressionally Mandated CyberTipline Reporting Categories

http://www.missingkids.com/missingkids/servlet/PageServlet?LanguageCountry=en_US&PageId=2447

18 U.S.C. § 2258A と、42 U.S.C. § 13032

子ども保護全米リソース・センター、What is child pornography?

http://www.missingkids.com/missingkids/servlet/PageServlet?LanguageCountry=en_US&PageId=2815#2

連邦捜査局 Crimes Against Children、http://www.fbi.gov/about-us/investigate/vc_majorthefts/cac

From the U.S. Code Online via GPO Access、CHAPTER 132—VICTIMS OF CHILD ABUSE、

http://frwebgate.access.gpo.gov/cgi-bin/getdoc.cgi?dbname=browse_usc&docid=Cite:%2B42USC13032

From the U.S. Code Online via GPO Access、TITLE 18—CRIMES AND CRIMINAL PROCEDURE、

http://frwebgate.access.gpo.gov/cgi-bin/getdoc.cgi?dbname=browse_usc&docid=Cite:%2B18USC2251

¹⁴⁰ 連邦捜査局による「イノセント・イメージ国家イニシアチブ」

<http://www.fbi.gov/publications/innocent.htm>

- 児童ポルノの所有者

カリフォルニア州

カリフォルニア州の児童ポルノ法は、基本的な内容は連邦の定義に準じているが、同州のわいせつ法令で規定されている。また、カリフォルニア州の刑法311.2-311.4と311.11 (Penal Code § 311.2-311.4と311.11) にも明記されている。

刑法 § 311.3(b)では、18歳以下の未成年者に対して、以下の行為をさせた内容のわいせつ物を配布したり展示したりすることを州法違反としている。

- (1) 性行為：オーラルやアナルを含む、異性、同性、動物に関わらず、いかなる性行為を含む
- (2) 性器へ物体を挿入する行為
- (3) 視聴者を性的に刺激する自慰行為
- (4) 視聴者を性的に刺激するサディスティックな虐待行為
- (5) 視聴者を性的に刺激する性器の露出行為
- (6) 視聴者を性的に刺激する排せつ行為

テキサス州

基本的な内容は連邦の定義に準じているが、同州の刑法9編43章B節の43.26条「児童ポルノの所有や促進¹⁴¹」においては、合衆国法典と同様に、18歳未満の未成年者が露骨な性表現に関与しているフィルムなどの作品を所持したり、一般に販売することを禁止している。また同州では特に、インターネット上での性犯罪に関する一部の規制を、以下の州上院法案(SB)6条や州上院法案(SB)912条で促している。

テキサス州上院法案「Sex Offender Bills」(SB)6条

性犯罪法(Sex Offender Bills)6条では、性犯罪が発覚した場合は、性犯罪を犯すか犯そうとする個人の検挙、起訴、刑罰に関して、関連するインターネット・サービス・プロバイダを召喚したり、また、捜索令状を請求し、その有害情報の収集や保存をすることを許可している。この法令は2007年から有効になっておる¹⁴²。

テキサス州上院法案(SB)912条

¹⁴¹ Texas Penal Code on Obscenity Title 9. OFFENSES AGAINST PUBLIC ORDER AND DECENCY, Chapter 43. PUBLIC INDECENCY, Subchapter B. OBSCENITY, Sec. 43.26. POSSESSION OR PROMOTION OF CHILD PORNOGRAPHY <http://www.statutes.legis.state.tx.us/Docs/PE/htm/PE.43.htm>

¹⁴² Texas Department of State Health Services, Council on Sex Offender Treatment – Texas Sex Offender Laws/Legislation/Rules, http://www.dshs.state.tx.us/csot/csot_solaws.shtm
Texas Legislature Online S.B. No. 6AN ACT P17,
<http://www.capitol.state.tx.us/tlodocs/80R/billtext/pdf/SB00006F.pdf>

州上院法案912条は、性的な動機で実行された殺人など、極刑に値する殺人等の刑事犯罪も含むよう2005年9月に州上院法で一部修正され実施されているが、これらの刑罰対象の犯罪には、インターネット上における児童ポルノと性犯罪も含まれている¹⁴³。

1.3.9 その他

ドット・キッズ法

子どもが安全に楽しむことができるウェブサイトを示す取組がある。2002年12月に制定されたドット・キッズ法 (Dot Kids Implementation and Efficiency Act¹⁴⁴) では、子どもに有害ではないと認められるウェブサイトに対して、独自のドメイン名 (.kids.us) を与えることを認めている。

このドット・キッズ法では以下のことが定められている。

- 13 歳未満の子どもに有害でないウェブサイトに独自のドメイン名 (.kids.us) を与えることにより、子どもにとっても安全なウェブサイトを明らかにする。
- .kids.us のドメイン名を得るには、暴力やポルノなど子どもにとって不適切な内容、チャット・ルームやインスタント・メッセージ、同ドメイン外のウェブサイトへのリンクを含んではならない。
- 登録者は年250ドルを支払う必要がある。

同制度は2003年9月からスタートし、2006年7月現在で登録されたウェブサイトは、スミソニアン協会やABC (TV・ラジオネットワーク) など20余りである。

¹⁴³ Texas Department of State Health Services, Council on Sex Offender Treatment – Texas Sex Offender Laws/Legislation/Rules, http://www.dshs.state.tx.us/csot/csot_solaws.shtm

Texas Legislature Online S.B. No. 6AN ACT P17,

<http://www.capitol.state.tx.us/tlodocs/80R/billtext/pdf/SB00006F.pdf>

Texas Legislature Online S.B. No. 6 Legislative Session: 79,

<http://www.capitol.state.tx.us/BillLookup/history.aspx?LegSess=79R&Bill=SB912>

¹⁴⁴ The Library of Congress, Bill Summary & Status 107th Congress (2001 – 2002) H.R. 3833,

<http://thomas.loc.gov/cgi-bin/bdquery/z?d107:h.r.03833>:

The Library of Congress, Bill Summary & Status 107th Congress (2001 – 2002) H.R. 3833 All Information,

<http://thomas.loc.gov/cgi-bin/bdquery/z?d107:HR03833:@@L&summ2=m&>

CRS Report for Congress Order Code 97-868 STM Internet Domain Names, P1~6,

http://www.ipmall.info/hosted_resources/crs/97-868_050922.pdf

Cybertelecom Federal Internet Law & Policy An Educational Project DNS: US :: dot Kids,

<http://www.cybertelecom.org/dns/kids.htm>

Kids.us

<http://www.cms.kids.us/forgrownups.html>

アダム・ウォルシュ児童保護安全法¹⁴⁵

また、2006年7月に制定されたアダム・ウォルシュ児童保護安全法(別名、「性虐待者登録・通知法(the Sex Offender Registration and Notification Act、SORNA) 」)では、児童保護を強化するための様々な制度改正を含んでいるが、その一環として、児童に有害なウェブサイトを見せるために故意に紛らわしい言葉や画像を載せることが合衆国法典18編1465条による商業目的でのわいせつ物の取り扱いに対する犯罪とみなされることとなった¹⁴⁶。

このアダム・ウォルシュ児童保護安全法では、以下のことが規定されている。

- 子どもをだまして有害なウェブサイトに誘い込むことを目的に、紛らわしい言葉や画像を載せることは犯罪となる。
- その他、性犯罪歴を持つ者にDNAサンプルの提出を義務づけることや、連邦捜査局が運営する全国的な性犯罪者データベースを作成することなど、性犯罪から子どもを守るための広範な法改正を含む。

また、「Protecting Children in the 21st Century Act (S. 1965)¹⁴⁶」という上院法案が2008年5月22日に上院議会を満場一致で通過した。まだ下院議会において審議中であるが、同案では青少年の安全なインターネットの利用を促進するために、FCCが保護者等への啓発活動を行うよう、規定している¹⁴⁷。

¹⁴⁵ National Conference of State Legislature Adam Walsh Child Protection and Safety Act of 2006, 42 U.S.C. § 16901 (2006) Declaration of purpose/42 U.S.C. § 16911

<http://www.ilvoices.com/media/Adam%20Walsh%20-%20The%20Scarlett%20Letter.pdf>

<http://www.ncsl.org/default.aspx?tabid=12699>

<http://www.govtrack.us/congress/bill.xpd?bill=h109-4472>

GovTrack National Conference of State Legislature Text of H.R. 4472 [109th]: Adam Walsh Child Protection and Safety Act of 2006、<http://www.govtrack.us/congress/billtext.xpd?bill=h109-4472>

¹⁴⁶ 18 U.S.C. § 1465 (Production and transportation of obscene matters for sale or distribution)

http://www.fd.org/pdf_lib/Adam%20Walsh%20MemoPt%201.pdf

¹⁴⁶ S. 1965:Protecting Children in the 21st Century Act、

<http://www.govtrack.us/congress/bill.xpd?bill=s110-1965>

¹⁴⁷ FCC へのヒアリング (2010年11月19日)。

オンラインの安全と技術に関する専門部会¹⁴⁸

第1章 1-1 で述べた¹⁴⁹「オンラインの安全と技術に関する専門部会（OSTWG）」は、2008年10月10日に署名された「ブロードバンド・データ改善法(Broadband Data Improvement Act) Pub. L. No. 110-385, Section 214」によって、米国商務省・電気通信情報局が設立した部会である。専門部会は具体的には、以下のインターネットの利用における安全確保に関して制度の見直し・評価を行うものである。

- 子どもの教育、ペアレンタル・コントロール技術、アクセス制限、フィルタリング・ソフトを通してのオンラインの安全性、年齢に適したコンテンツの分類方法、インターネットの環境改善を促進するための技術計画や、そういった項目に関するイニシアチブを促進するための業界の努力。
- 電子情報提供サービスやリモート・コンピューティング・サービスのプロバイダにおける、安全なインターネットの利用を促進する努力（児童ポルノの報告など）。
- 電子通信サービス・プロバイダとリモート・コンピューティング・サービス・プロバイダによる子どもの犯罪関連記録の保管状況。
- インターネット上の不適切な素材から、保護者が自分の子どもを保護するための助力となる技術の開発。

同法では、同専門部会が安全なインターネットの利用と技術に関する議論を行う際に、その必須要件として、そのメンバーは「業界、利益団体、他の適切なグループ、合衆国政府機関の関連セクターの代表からの最大30人」で構成するよう指示している。

業界からは最低でも、インターネット接続サービス業者、インターネット・コンテンツ・プロバイダ（特に子どもへのコンテンツ・プロバイダ）、アクセス制限、フィルタリング・ソフトの製造業者、SNSサイトの運営者、サーチエンジン、ウェブのポータルサイトやドメイン名サービス・プロバイダなどを含まなければならない。

利益団体には、子ども関連の事業を運営しているか、または、安全なインターネットの利用に関する教育を行っている教育関連団体が含まれることが指示されている。

電気通信情報局は、安全なインターネットの利用の実態に関する最良の情報が得られるように、広く代表者を選抜すると同時に、様々な連邦機関からも代表を招請している。なお、この専門部会の報告書は完了し、現在、同部会自身の活動を終了している。

ただ、同局は、民間組織と協力してタスク・フォースを組織し、OSTWGが提言された報告書での推奨事項を実施し、政府間の調整を行う評議会の結成を予定していると発表してい

¹⁴⁸ 「インターネット上での生活における青少年の安全性:オンラインの安全と技術に関する専門部会による報告書」概略(EXECUTIVE SUMMARY)

http://www.wiredsafety.org/miscdocs/OSTWG_Final_Report_060410.pdf P1

¹⁴⁹ 「1.1.5 インターネット上のウェブサイトを利用して児童買春などの犯罪被害に遭った青少年の数・実態」で記述。

る¹⁵⁰。

カリフォルニア州での「ハッキング」の禁止

カリフォルニア刑法(Penal Code)502 条では、「ハッキング」を禁止している。ハッキングとは合法的に作成されたデータ・システムへの不正アクセス、損害、改ざんまたは干渉と定義している。ハッキングは、システムを破損せずとも、データの変更及び追加、ウィルスの挿入、その他、コンピューターシステムを混乱させる試みや、他人のドメインネームの不当な使用、また、単にデータのアクセスや、合法的な承認なしでのシステムの使用などをも含んでいる。

同法によると、州内でハッキングを行うと、最長1年の禁固刑と最高5,000ドルの罰金刑を受けるが、場合によっては、最長3年の禁固刑と最高1万ドルの罰金の重罪判決を受けることもある。また、他の法律¹⁵¹では、財務情報を詐取する「スパム」や「フィッシング詐欺」メールを禁止している。

アンバー・アラート¹⁵²

アンバー・アラート(Amber Alert)とは、全米失踪者放送による緊急対応(America's Missing Broadcast Emergency Response)の略で、子ども誘拐事件の早期解決を目指し、関係機関、協力団体、地域住民に対して「緊急アラート・システム(Emergency Alert System, EAS)」で捜査要請を行うシステムである。

アンバー・アラートは、テキサス州で起きた当時9歳のアンバー・ハグーマン(Amber Hagerman)が誘拐され殺された事件が契機となっている。その誘拐殺人事件においては、事件の目撃者がいたにも関わらず、目撃者から関係機関や住民への連絡方法がなかったために、被害を未然に防ぐことができなかったという反省に立ち、構築されたシステムである。

このシステムはテキサス州の地域放送界、地元警察が開発を行い、徐々に各州に広まり、今では全国規模の活動となっている。2002年時点においてアンバー・アラートを導入している州は28州のみであったが、現在は全50州が導入している。同システムが導入されて以降、子どもの保護件数は累積で213名(2005年7月7日時点)であるが、そのうちの84%は、全国レベルでアンバー・アラートが開始してからの保護件数となる。

誘拐された子どもの発見には、誘拐から約3時間以内の報道活動が最も重要であるという、これまでの統計結果があり、即時情報を一般に提供し広く手がかりを見つける手段と

¹⁵⁰ OSTWG へのヒアリング (2010年11月19日)。

¹⁵¹ California Internet Crimes Defense Lawyers – Orange County Internet Crime Defense Attorneys – San Diego Criminal Defense Attorneys | Wallin & Klarich, <http://www.wklaw.com/areas-internet.html>

¹⁵² Office of Justice Program Amber Alert Wireless AMBER Alerts, <http://www.amberalert.gov/wireless.htm>

全米失踪・被搾取子どもセンター-AMBER Alert Program,

http://www.missingkids.com/missingkids/servlet/PageServlet?LanguageCountry=en_US&PageId=4319

なるアンバー・アラートは重要な役割を果たしている。

例えば、子どもの誘拐が発覚した場合に、このアラートでは、直ちにその情報を一般に提供し、高速道路の電光掲示板をはじめ、全米失踪・被搾取子どもセンターのホームページなどでも、直ちにその内容が発表される。最近では、全米失踪・被搾取子どもセンター、司法省、CTIA ワイヤレス協会、ワイヤレス財団が、ワイヤレス・アンバー・アラート・イニシアチブ(Wireless AMBER Alerts Initiative)を実施している。このイニシアチブは、テキスト・メッセージを受けることができる携帯電話の加入者に、このアンバー・アラート情報を提供し、失踪・誘拐された子どもの発見に力を入れている。

図表 21 アンバー計画の統計

成功したケース	510
全米合計の計画	120
州全体の計画	53
地域の計画	29
地元の計画	38

出所：MissingKids.com 2010年8月2日現在の状況

その他、サイバー・チップラインへ報告された内容でテキサス州に関係する場合は、直ちに同ラインから連絡が入り、州警察の捜査が開始されることになる。捜査に関しては、その事件の重要性にもよるが、事態が深刻な場合は、24時間以内に捜査が開始される¹⁵³。

1.4 青少年のインターネット利用環境に関する民間機関の取組¹⁵⁴

1.4.1 青少年のリテラシー能力向上のための活動

米国司法省や連邦捜査局のサイトでは、非営利団体や民間機関のインターネットの安全な利用に関する取組を参照リンクとして数多く紹介している。

インターネットの利用環境の改善には、多くの民間機関が関係しており、ここではその一部を紹介する。なお、第1章 1-3-3 で述べている EIE の「Internet Safety101」もその1つである。

¹⁵³ テキサス州検事局事務所担当者へのヒアリング（2010年11月22日）。

¹⁵⁴ 電気通信情報局の OSTWG の報告書では様々な組織団体をリストアップしている。
http://www.wiredsafety.org/miscdocs/OSTWG_Final_Report_060410.pdf pp34-49, pp131-148